

第21期第36回高知海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和2年12月23日(水) 14時00分から14時42分まで
- 2 開催場所 高知市本町5丁目3-20 高知共済会館 3階「桜」
- 3 出席委員 木下清、問可柁善、柴田皓司、瀧澤満、畠中悠、前田浩志、山崎國光、石田実、蔭山純由、新保輝幸、益本俊郎、三谷英子(計12名)
- 欠席委員 志磨村公夫、安岡栄一、参田敦
- 署名委員 山崎國光、新保輝幸
- 県出席者 水産振興部 田中部長、西山副部長
漁業管理課 池課長
- 事務局 織田事務局長、井上次長、中村チーフ、飯田主幹

4 審議事項

- 第1号議案 なまこ漁業の制限措置等について
- 第2号議案 機船船びき網漁業に関する制限措置等の一部変更について
- 第3号議案 漁業の許可又は起業の認可方針について
- 第4号議案 高知県海面におけるうみがめの採捕に係る委員会指示について
- 第5号議案 高知海区漁業調整委員会規程ほか3件の一部改正について

5 報告事項

- (1) 旧海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく県計画(くろまぐろ)の変更について

6 議事内容

織田事務局長 定刻となりましたので、ただ今より第36回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。

会議に先立ちまして、資料の差し替えと追加がございまして、本日、配布させていただいております。まず、第3号議案の資料3の6ページと79ページにつきまして、差し替えさせていただいております。それと、「差替後、資料5(参考)」と右上に記載しております、第5号議案の資料1枚と、右上に資料6と記載しております報告事項の資料1枚を配布させていただきます。よろしく申し上げます。

会議は委員定数15名の内、出席委員は12名で、高知海区漁業調整委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。

では、会長、お願いいたします。

木下会長

皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、はじめに水産振興部長さんから、ごあいさつをお願いします。

田中部長

第36回高知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、ごあいさつを

申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、年末のお忙しいところ、また、寒さの厳しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日も審議願いますのは、議案5件でございます。

第1号議案は、なまこ漁業の制限措置等についてご審議いただきます。

第2号議案は、機船船びき網漁業に関する制限措置等の一部変更について、でございます。こちらはかねてより要望のございました、推進機関の馬力数の規制緩和についてご審議いただくものでございます。

第3号議案は、漁業の許可又は起業の認可方針についてご審議いただきます。

第4号議案は、高知県海面におけるうみがめの採捕に係る委員会指示についてご審議いただきます。こちらは、現在の委員会指示の期間が満了しますので、それに伴い引き続き指示をしようとするものです。

第5号議案は、高知海区漁業調整委員会の規程及び要領について、漁業法改正により引用条文が変更されておりますので、様式中の元号改正と併せまして整理するものでございます。

また、報告事項の1件は、農林水産大臣に、配分量の融通の要望が通りまして、くろまぐろの小型魚を23トン譲受することが決定しました。これに伴いまして、県計画の変更がございましたので、報告させていただくものでございます。

委員の皆様には、ご審議のうえ、適切なお意見・ご答申を賜りますよう、簡単でございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。よろしく願います。

木下会長

ありがとうございました。

それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は、志磨村委員、安岡委員、参田委員の3名です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、山崎委員、新保委員にお願いします。

それでは議題に入ります。第1号議案、「なまこ漁業の制限措置等について」を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

飯田主幹

それでは資料1の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。2高漁管第660号。高知海区漁業調整委員会様。高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）第4条第1項第4号に掲げるなまこ漁業の制限措置等を定めたいので、同規則第11条第3項の規定により諮問します。令和2年12月17日。高知県知事濱田省司。

令和2年11月15日に開催されました第34回海区漁業調整委員会において、漁業種類ごとの制限措置等について決定し公示しているところですが、追加で3つの区域で操業の要望があったため、新たに制限措置等を公示するものです。

資料2ページ告示案をお願いします。

高知県漁業調整規則第11条第1項において、知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、「漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したもの）」、「許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数」、「推進機関の馬力数」、「操業区域」、「漁業時期」及び「漁業を営む者の資格」に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならないと定められています。

今回は、なまこ漁業についての追加の告示です。三津で20件、宇佐で2件、入野で2件の周年で操業するものです。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

木下会長

ただ今の事務局説明についてご意見、ご質問はございませんか。

（「なし」という者あり。）

木下会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第1号議案、「なまこ漁業の制限措置等について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり。）

木下会長

ご異議ないようですので、第1号議案は、原案が適当であると答申いたします。

続きまして、第2号議案、「機船船びき網漁業に関する制限措置等の一部変更について」を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

飯田主幹

それでは資料2の1ページをお願いします。

はじめに、諮問文を朗読します。2高漁管第661号。高知海区漁業調整委員会様。高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業の制限措置等を一部変更したいの

で、同規則第 11 条第 3 項の規定により諮問します。令和 2 年 12 月 17 日。
高知県知事濱田省司。

令和 2 年 11 月 15 日に開催されました第 34 回海区漁業調整委員会において、漁業種類ごとの制限措置等について決定し公示しているところ
です。

資料 5 ページをお願いします。平成 29 年に高知県機船船曳網振興協議
会より、機船船びき網漁業許可の推進機関の馬力数の制限についての規制
緩和の要望がありました。このことについて、県内関係者間で合意が整い
ましたことから、今回、規制緩和に伴う制限措置等の変更についてご審議
いただくものです。

高知県漁業調整規則（令和 2 年高知県規則第 73 号。以下「規則」とい
う。）第 11 条第 1 項において、知事許可漁業に係る船舶等の数及びその
操業の実態その他の事情を勘案して、「漁業種類（知事許可漁業を水産動
植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したもの）」、「許
可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の
数」、「推進機関の馬力数」、「操業区域」、「漁業時期」及び「漁業を
営む者の資格」に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又
は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されて
います。

資料 3 ページの参考資料をご覧ください。

現在、機船船びき網漁業の許可は片船の推進機関の出力の最高限度が
50 馬力（143 キロワット）以下と定められております。したがって、表の
右、旧の高知県告示第 932 号の 4 機船船びき網漁業の表中の推進機関の馬
力数にはこのような規制について記載されております。今回この規制につ
いては廃止となりますので、表の左、新（案）ではこの記載を削除し、許
可証に記載されている推進機関の馬力数とします。

資料 2 ページ機船船びき網漁業の制限措置等の変更についての告示案
です。

なお、現在法務課と協議中ですので、内容の変更を伴わない軽微な文言
等の修正等入る可能性があります。その際は事務局に一任していただき
ますようお願いします。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願
いします。

木下会長

ただ今の事務局説明についてご意見、ご質問はございませんか。

新保委員

新しい・・・（聞き取れず）、具体的にありますか

織田事務局長	本日は資料の中にお示ししておりませんが、漁船法の中に、トン数別にエンジンの馬力数の上限が法定されておりまして、何トンまでなら何馬力、と規定されておりまして、その制限範囲内になっております。全ての漁船についてそのようになっております。
新保委員	漁船法の中で、別途定められているということですね。
織田事務局長	さようでございます。
木下会長	他にございませんか。 (「なし」という者あり。)
木下会長	他にご意見もないようですので、お諮りいたします。 第2号議案、「機船船びき網漁業に関する制限措置等の一部変更について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。 (「異議なし」という者あり。)
木下会長	ご異議ないようですので、第2号議案は、原案が適当であると、答申いたします。 続きまして、第3号議案、「漁業の許可又は起業の認可方針について」を議題といたします。 事務局からの説明を求めます。
飯田主幹	それでは資料3の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。2高漁管第662号。高知海区漁業調整委員会様。漁業の許可又は起業の認可方針について、別紙案のとおり措置したいので、貴会の意見を伺います。令和2年12月17日。高知県知事濱田省司。 これまで、漁業許可の取扱方針については必要に応じ作成しており、県下で幅広く行われている漁業や漁業調整上問題があった漁業など漁業種類ごとに定めておりました。今後は、すべての漁業種類において制限措置等を告示することが規則で定められているため、これまで作成していた取扱方針と許可をする際に定めていた許可等の条件を整理し、改めて漁業の許可又は起業の認可方針として一括して定めることとしました。従来から定めていたものを整理したのみで、内容についての変更等はしておりません。 さんご漁業、もじゃこ漁業、うなぎ稚魚漁業については許可期間が1年

ごとで、資源状況に応じて規定を変更できるように別で定めることとします。

2ページから漁業の許可又は起業の認可方針、76ページからさんご漁業の許可又は起業の認可方針となっております。なお、もじゃこ漁業、うなぎ稚魚漁業についての方針は後日定めることとします。内容について簡単に説明させていただきますと、2ページ第1条の趣旨、第2条に適用範囲、第3条に漁船の制限、第4条に漁船の総トン数及び推進機関の馬力数の制限、使用する船舶のトン数や推進機関の上限を定めています。第5条旧高知県漁業調整規則で規定されていた制限又は条件は、旧規則で定めていた電気設備等の制限についての規定を許可の条件として定めます。第6条は起業の認可の期間、第7条は公示又は継続許可とする漁業の種類、第8条は許可等の申請、許可申請に必要な様式や手続きについて記載しています。第9条の日の出及び日没時刻は、これまであいまいになっていた日の出、日没の時刻を83ページの「高知県のこよみ」のとおり定めることとしました。第10条は知事許可漁業の漁業種類、操業区域、操業時期、漁業者の資格及び条件などです。先日の委員会でお諮りした、制限措置等の上限及び許可等の条件について改めて漁業種類ごとに整理しています。なお、76ページからのさんご漁業の「許可又は起業の認可方針」についても先ほどの説明と同様の内容について規定しております。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

木下会長

ただ今の事務局説明についてご意見、ご質問はございませんか。

山崎委員

かんぱちやるのに、10トン未満というのは、20トン未満にできないのか。かんぱちやりたいのに、許可が取れない。

織田事務局長

かんぱちの稚魚まき網の船舶総トン数は、これまで10トンということで、取扱方針がございまして、現行どおりに定めているものでございます。もし、この規制を撤廃して大きい船を使うというのであれば、前段の機船船びきのような要望書をあげていただいて、トン数の規制緩和ということになろうかと思いますが、まずは調整が必要だということでございます。

山崎委員

そしたら、宇佐の支所から要望書を、ということですか。

織田事務局長

その手順については、またご相談させていただきたいと思います。

木下会長

他にございませんか。

蔭山委員 4ページの、表、一番右上に、なまこ漁業とあって、漁業種類がなまこ
としか書いていなくて、違和感があって、漁業種類の場合、漁法とセット
だと思っております。

飯田主幹 深海さんご漁業も同じで、さんご漁業としておりまして、なまこを捕る
漁業なのでなまこ漁業と表記しております。あ、すみません。「漁業」が
記載されておりました。第7条第1の、公示する知事許可漁業の種
類及び漁業種類の表中の右欄は、「なまこ漁業」と改めるように修正しま
す。

石田委員 その4ページの中ほどの、とびうおも同じかと。

飯田主幹 こちらも、とびうお漁業と記載するべきものなので、「漁業」が抜けて
おりますので、改めます。すみませんでした。

蔭山委員 やっぱり違和感がある。漁法名とセットで漁業を説明するよね。だから
とびうお漁業って、おかしい。具体的にどうやってなまこを捕るのか。潜
ったり、底びき網で引っ張ったりするのか。

飯田委員 基本的に素潜りです。

蔭山委員 でも須崎は底びき網では。

飯田主幹 底びき網は許可で捕るものなので、なまこ漁業としては徒手採取です。

木下会長 他にございませんか。

(「なし」という者あり。)

木下会長 他にご意見もないようですので、お諮りいたします。
第3号議案、「漁業の許可又は起業の認可方針について」は、原案のと
おり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり。)

木下会長 ご異議ないようですので、第3号議案は、原案が適当であると、答申し
たします。

飯田主幹

続きまして、第4号議案、「高知県海面におけるうみがめの採捕に係る委員会指示について」を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

資料4をご用意ください。当委員会指示につきましては、今月末日をもって現行の指示期間が満了しますので、新たに同じ内容で委員会指示を発動しようとするものです。

1ページをご覧ください。

ここには、今回発動しようとする委員会指示の案を載せております。この委員会指示は、うみがめの保護を目的としておりまして、簡単に指示内容を説明しますと、「1」で対象となるうみがめの種類を「あおうみがめ」、「あかうみがめ」、「たいまい」と定義し、「2」で高知県海面でのうみがめの採捕を禁止し、試験研究目的または委員会が特に認めたものについては採捕の承認をすることとしています。この委員会が特に認める者というのは、従来からの習慣でうみがめを食対象にしている地区の漁業者であると別途事務取扱要領の中で定義しています。「3」以降の具体的内容は、省略しますが、採捕期間の制限や雌がめの採捕禁止などを規定する内容となっています。有効期間につきましては、前回同様3年間としております。

なお、うみがめの種類や雌雄は外観の特徴から簡単に判別することができ、雄は尾が長く、雌または未成熟の雄は尾が短いという特徴があります。したがって、当委員会指示の雌がめの採捕の禁止は、確実に判断・履行されるものと考えられます。

次に2ページの新旧対照表案をお願いします。

左に今回の指示の案、右に現行の指示を記載しています。指示番号、法律の条項、指示の有効期間、指示した日を改めることとしています。

次に、委員会指示の経過を説明しますので3ページをお願いいたします。平成2年頃、環境問題や野生生物の保護に対する関心が世界的に高まり、うみがめについても、何らかの規制を行うべきであるとの指導が、水産庁から関係県に対して行われました。

これを受け、各県でうみがめ採捕の制限を進めることとなり、本県では、平成2年から現在まで委員会指示により制限しているところです。この委員会指示は、これまでの間に何度か大きな変更を経ており、平成3年には産卵期保護のため5月から7月の採捕を制限し、平成4年には「ひめうみがめ」と「おさがめ」が水産資源保護法施行規則により採捕が禁止されたため、委員会指示の対象から除外しました。また、平成16年には高知県うみがめ保護条例が施行され、海岸に上陸したうみがめの捕獲及び卵の採取等が同条例により原則禁止されたので、当委員会指示では、海面での採捕の制限に限定することとなりました。それ以降、大きな変更はありません。

せん。

次に4ページをお願いします。

ここでは、採捕承認頭数及び採捕実績頭数の現状について説明します。上の表が承認頭数の推移で、下の表が実際に採捕した頭数の推移です。平成16年以降、承認頭数も前年実績を上回らない頭数となっておりまして、実績頭数も概ね採捕承認頭数の7割から8割程度で推移しており、ここ3年は5割程度です。なお、表の下に記載しているとおり、試験研究に供するための承認も行っており、現在は高知大学を承認しています。

今回の指示内容につきましては、承認頭数、採捕頭数がここ数年、余り大きな変動なく推移しておりまして、特に変更をすべき事由がないものと判断いたしまして、現行の指示内容のまま新たに指示を発動しようとするものです。

以上で説明を終わります。

木下会長

ただ今の事務局説明についてご意見、ご質問はございませんか。

新保委員

うみがめの採捕について無知なので、教えていただきたいのですが、4ページを見ると、承認されているものは大敷が多いようですが、ほとんどは定置網で混獲されているものとみてよろしいでしょうか。

織田事務局長

定置網で混獲されるもの、という理解でよろしいかと思えます。

木下会長

他にございませんか。

(「なし」という者あり。)

木下会長

他にご意見もないようですので、お諮りいたします。

第4号議案、「高知県海面におけるうみがめの採捕に係る委員会指示について」は、原案のとおり委員会指示を発動するというところで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり。)

木下会長

ご異議ないようですので、第4号議案は、原案のとおり委員会指示を発動することに決定します。

続きまして、第5号議案、「高知海区漁業調整委員会規程ほか3件の一部改正について」を議題といたします。

中村チーフ

事務局からの説明を求めます。

それでは、資料5をお願いします。

第5号議案は、議案資料と参考資料がございますので、併せて2部、ご用意しております。

なお、資料5（参考）と右上に記載しております参考資料は、修正箇所がございます。本日、差替資料といたしまして、修正がございました表紙のみ、お配りしております。誤った箇所を見え消しし、訂正後の箇所を下に2重線を引いてお示ししております。大変失礼いたしました。

この度、令和2年12月1日の漁業法改正により、法律の体系が一新されたことから、条文の条ずれが生じ、不要になった規定が削除されております。それに伴いまして、高知海区の規程のうち、漁業法を引用しております規程及び要領について、条ずれ等の対応により修正を行うために改正するものです。

まず、本日お配りしました、「差替後 資料5（参考）」と右上に記載しております参考資料をご覧ください。改正を要する規程等一覧、とごさいまして、4つの規程及び要領がございます。

一つ目は、「高知海区漁業調整委員会規程」でございます。それでは、第5号議案の議案資料をめくっていただきまして、1ページ目をご覧ください。高知海区漁業調整委員会規程の新旧対照表になっております。引用している漁業法の条文がずれておりますので、対応する条文に修正しております。

続きまして、議案資料2ページをご覧ください。二つ目の規程は、「高知海区漁業調整委員会・公聴会に関する手続規程」でございます。こちらの規程につきましては、本文に変更はございませんが、別記第1号様式の年月日でございます元号を平成から令和に修正しております。また、氏名の記入欄にございました押印欄を削除しております。こちらは、マスコミで報道されておりますように、行政手続における認め印が全て廃止される見通しになっております。これを受けまして、規程の様式について検討した結果、押印を求める積極的意味合いが小さく、必要性が低いと判断したことから、削除いたしました。

それでは、議案資料の3ページをお願いします。三つ目の規程は「高知海区漁業調整委員会・意見の聴取に関する手続規程」でございます。なお、こちらの規程は水産庁が示した規程例の案を元に改正しております。規程改正については、大きく3つの項目がございます。

まず1点目が、規程に引用している漁業法及び漁業法施行令の条ずれにより、対応したものでございます。2点目は、旧漁業法第10条を規程から削除しております。旧漁業法第10条は、参考資料1ページの一番上に

載せておりますが、漁業の免許についての条文でございまして、そもそも不利益処分該当しないため、意見の聴取が不要です。その結果、新旧対照表の旧の第1条の該当箇所と、第14及び第15条は全文を削除しております。そして3点目は、議案資料4ページの新旧対照表の、旧の第8条でございまして。文書等の閲覧の手続については、参考資料8ページに記載しております高知県行政手続条例第18条に規定されておりますので、条文を削除しております。

最後に、4つ目の、「高知海区漁業調整委員会傍聴要領」でございまして。議案資料8ページにございまして、新旧対照表第1条の、漁業法の条ずれに対応したものと、第1号様式の元号を改正したものでございまして。

議案資料の9ページ以降は、修正後の規程及び要領の全文を載せております。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

木下会長

ただ今の事務局説明についてご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」という者あり。)

木下会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第5号議案、「高知海区漁業調整委員会規程ほか3件の一部改正について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり。)

木下会長

ご異議ないようですので、第5号議案は、原案が適当であると答申いたします。

これをもちまして・・・

織田事務局長

会長。ちょっとよろしいですか。

木下会長

はい。

織田事務局長

審議が終わった後で、大変申し訳ございませんが、第1号議案のなまこ漁業の、資料の2ページ目の、下から6行目、「第一種共同漁業権のうち」は「第二種」が正解でございまして、大変申し訳ございませんが、訂正のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

木下会長

これをもちまして、本日の議案審議は終了しましたが、続きまして報告

事項に移ります。

「旧海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく県計画(くろまぐろ)の変更について」、事務局の説明を求めます。

飯田主幹

それでは、資料6をお願いします。

現在、旧海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく県計画(くろまぐろ)に、基づき令和3年3月まで第6管理期間として管理しているところです。

資料の上段は、第6管理期間の経過を記載しております。国が仲介する融通調査に基づき、1回の要望につき、25トンに第5管理期間の消化率を乗じた数量まで要望できると定められていることから、今回、小型魚で23トンの譲受の要望を提出しました。

この仲介の結果、要望した23トン全量を大臣管理漁業である大中まき網漁業の配分量から譲り受けることが12月16日の水産政策審議会にて決定しました。

そのため、国からの変更の通知に基づき、県計画の変更の手続きを行っているところです。なお、数量を譲り受けた場合については、6月22日に開催しました委員会において県計画の変更の手続きを行っており、「国の基本計画において、本県の知事管理量が変更された場合による追加配分については、知事が配分を行う期間の割合の合計に対する各月の割合に応じて配分する。」と定めておりますことから、県計画で定めている割合に応じて23トンを残りの期間に配分することとします。なお、県計画の変更が大臣から承認された場合は、漁業管理課のHPで公表することとします。

以上で事務局からの報告を終わります。

木下会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

石田委員

今の説明で、12月16日のところは「大中まき網」とのことでしたが、資料では「大型まき網」と記載されておりますが、どちらが正しいのでしょうか。

飯田主幹

資料が間違っておりました。私の説明の方が正しくて、資料で「大型まき網」とあるのは、「大中まき網」が正しいです。

木下会長

他にございませんか。

益本委員	説明を聞き漏らしたかもしれませんが、23 トンというのは、サイズでいったらどちらになりますか。
飯田主幹	30 キロ未満の小型魚になります。
木下会長	他にございませんか。 (「なし」という者あり。)
木下会長	他にご意見もないようでございますので、これもちまして、第36回海区漁業調整委員会を閉会といたします。本日は委員の皆様、ありがとうございました。 (閉会)

本書は、第21期第36回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議 長 木下 清 _____

議事録署名委員 山崎 國光 _____

議事録署名委員 新保 輝幸 _____